

平成30年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第126号	平成30年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	11月28日
議案第131号	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第132号	宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第133号	宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第134号	宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第135号	宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例及び宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	

審査の状況

① 平成30年11月22日（議案審査）

・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖
田中 こう 中野 正 若江 まさし

② 平成30年11月28日（議案審査）

・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖
田中 こう 中野 正 若江 まさし

③ 平成30年12月19日（委員会報告書協議）

・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖
田中 こう 中野 正 若江 まさし

（◎は委員長、○は副委員長）

平成30年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第126号 平成30年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）
議案の概要 補正後の平成30年度宝塚市病院事業会計予算 （収益的収入及び支出） 病院事業収益の予定額 114億2,570万2千円(5,296万2千円減額) 病院事業費用の予定額 119億5,589万7千円(1億5,067万1千円増額) 主な内容は、下記のとおり。 ・ 入院収益の減額 ・ 外来収益の増額とこれに伴う材料費の増額 ・ 医師確保など人員構成の変化に伴う給与費の増額 ・ 平成29年度固定資産取得の確定に伴う減価償却費の減額
論 点 なし <質疑の概要> 問1 医師確保の進捗状況はどのようになっているのか。 答1 9月以降の医師確保の状況については、9月に消化器内科の医師を1名、10月に放射線治療科と腫瘍内科の医師をそれぞれ1名、11月に腫瘍内科の医師を1名採用しており、来年1月に腫瘍内科の医師を1名採用する予定である。 問2 5名の医師の増員は、宝塚市立病院と兵庫医科大学の職員で構成する「宝庫会」で連携を進めたことの成果と捉えてよいのか。 答2 宝塚市立病院と兵庫医科大学との間で、医師を中心に医療技術者や事務系の職員が一緒にいろいろな勉強をするなど、これまでの連携の一つの成果と認識している。 問3 入院患者数が減少した原因は、医師数の減少によるものなのか。 答3 昨年度末の医師の大量退職により、当初予算ではある程度の収入減を見込んでいたが、想定以上の入院患者の減少となった。その打開のために、現在、他科の応援のもと、できるだけ救急患者を受け入れていくことや、管理者以下スタッフが各診療所を訪問することによって開業医からの紹介患者をふやしていくことに取り組んでいる。今後も入院患者増加に向けた取り組みを行っていく。 問4 来年度以降については、本格的に黒字化すると想定しているのか。医師の確保が第一だと考えられるが、それ以外に関しては、どのように取り組んでいくのか。

答 4 入院患者数の増加の取り組みで、病院としての基礎的体力を回復していくことが第一と考えている。また、宝庫会の取り組みによる兵庫医科大学からの医師の確保を続けていくことにより、医業収益を回復させ、黒字化を目指していきたいと考えている。

問 5 今回の補正予算の基本的な考え方としては、入院及び外来の両方で、医師の増減が主な要因となって、収入や支出がふえたり減ったりしているのか。

答 5 収入減の主な要因は、医師の退職による医業収益の減少である。入院の収益が多い消化器内科、救急科及び循環器内科の医師が退職したが、その一方で、外来のウエイトが大きい放射線治療科と腫瘍内科の医師を増員することとした。診療科によって収益構造は異なり、例えば、消化器内科については医師 1 人当たり 1 年間で 1 億円の収益があるため、医師が 8 人退職すると 8 億円の収益の減となり、腫瘍内科については医師 1 人当たり 1 年間で 2 億 5 千万円の収益があるため、医師がふえればそれだけの収益がふえるということとなる。

問 6 補正予算を組む要因として、医師数の増減以外に、当初予算を組むときには見込めなかった要因はなかったと理解してよいのか。ほかの要因による経費の増減などがあるのならば、分けて考えなければならないのではないか。

答 6 医師の大量退職がほかの職員に及ぼす精神的な影響を読めなかった。入院患者数については 350 人が 250 人にまで減少したが、これは医師の退職だけを理由にするには数が合わない。医師数が減少したことにより患者をどのように配分するかなどが、ほかの医師のストレスになり、職員の気持ちがネガティブになってしまったことは想定できていなかった。そのため、11 月からは院内でさまざまな集会を開き、心を前向きにする取り組みに努めている。

問 7 医師の大量退職と大量採用の中で、以前から在籍している医師と新たに採用した医師との間のコミュニケーションについて、何か対策は考えているのか。

答 7 市立病院経営会議のメンバーの中で、医師間のコミュニケーションをよくする担当や診療科間の連携をよくする担当などを割り当て、その活動を病院全体で後押しすることで、コミュニケーションをよくしていきたい。また、病院長みずから、各部署や各診療科にヒアリングを行い、ニーズを聞いたり、病院としてできることを投げかけたりして、コミュニケーションがとれるように動いており、その効果は必ずあらわれてくると認識している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第131号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

障害者総合支援法に係る施行令及び施行規則などの一部改正に伴い、県が定める福祉医療費助成事業実施要綱などが改正されたことを受け、福祉医療費助成の対象者に係る所得要件の判定に当たり、未婚のひとり親について寡婦控除などのみなし適用を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 新たな対象者をどのようにして把握するのか。

答1 新たに適用となる対象者を把握するのは困難な状況である。基本的には、制度の内容を周知した上で、対象者に申請してもらうか、あるいは、ひとり親と接する窓口において制度の案内をすることで、対象者に申請してもらうことで考えている。

問2 通知によって知った方だけが助成を受けることができるのというのでは物足らず、それで本当に制度を必要とする方にその内容が届くのか懸念がある。通知だけでは、見なかったり、わからなかったりすることもあるため、口頭で伝える仕組みも必要ではないか。対象者を漏れなく把握する機会は確保しているのか。他市はどう対応しているのか。

答2 対象者を把握して、その方に案内ができればよいが、おそらく対象者だろうということでは通知ができないため苦慮しており、他市も同じような状況である。医療助成課や、対象者と接する機会が多い子ども未来部の窓口で、制度改正について機会があるごとに説明し、対象者には申請してもらうなど、庁内連携を図りながら丁寧に対応していきたい。

問3 周知のための庁内連携について答弁があったが、教育委員会もそこに含まれているのか。

答3 今回、同じ趣旨の議案で教育委員会関係のものもある。関係課については、情報共有をした上で連携していきたいと考えている。

問4 現在、福祉医療費助成制度を利用している方に対して、制度の変更についての一斉通知を行うのか。広報たからづかだけで周知していくのか。

答4 今回、対象となる方は、現在は福祉医療費助成の対象となっていないが、寡婦

(寡夫)控除などのみなし適用をすることによって所得制限額を下回り、新たに受給資格を有することになる方である。それらの方を把握するために全ての市民の生活状況等を調査することは不可能であり、申請に委ねるしかないと考えている。今回、福祉医療費助成以外の多くの制度においても同じ趣旨の制度改正が行われていることから、対象となる方には情報が届いているのではないかという思いもある。担当課としては、福祉医療費助成制度についても、未婚のひとり親について寡婦(寡夫)控除などのみなし適用が可能になるということを市ホームページ等で周知する程度しかできないと考えている。

問5 寡婦(寡夫)控除については配偶者と離別、死別等で所得のさまざまな条件があるが、みなし寡婦(寡夫)もその所得の適用を当てはめるのか。

答5 市民税等については、税法上みなし寡婦(寡夫)の適用がないため、実際の市民税の額を把握する時点で、未婚のひとり親の方々については、寡婦(寡夫)とみなして再計算し、控除があった場合、税額がいくらなのかを計算した上で該当か非該当か判断する。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成30年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第132号 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 来年度からの国民健康保険税の納付について、現行、年9期ある納付回数を年10期にふやし、納税義務者の1回当たりの負担額の軽減を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> 問1 納付回数の変更は、平成31年4月の新システム導入にあわせて対応が可能となったとのことだが、納付回数の変更に係る費用とその費用対効果は。 答1 新システムについては納付回数の変更に伴う増額はないが、納付回数が1回分ふえることにより、納付書や督促状の発送のための事務作業に係る経費が増加するほか、郵送料、口座振替手数料やコンビニ収納事務委託料等が増加することになり、今年度の予算ベースで計算すると280万円余りの増額となる。これは予算ベースなので若干少なくなると思われるが、実際には200万円を超える経費増となると考えている。 市民からは、納付回数をふやしてほしいという声を窓口でも受けており、また、医療費の上昇により保険税も上がってきている状況を踏まえ、1回当たりの負担軽減を図ることにより、納税環境をよくしたいと考えている。 問2 今回の改正により、現年度の徴収率の向上について、どの程度効果があるのかなどの試算はしているのか。 答2 収納率についての効果の試算はできていないが、市民税が非課税の方については、6月は国民健康保険税だけになるので、納めやすい環境ができること、また、減免制度の活用を希望する方については、6月に市民税と国民健康保険税とを同時に申請することができるため、市民税課と国民健康保険課が連携して、申請漏れがないように案内できるというメリットがある。 問3 納付回数を変更することにより、基本的に徴収率が上がると理解してよいのか。 答3 目的は納税環境の改善を図るためなので、収納率が向上することを期待しており、それに向けて努力していく。 問4 今回の改正については十分に周知がされると思うが、最初の納期が7月から6月に変更となり、減免の申請も6月になるが、例年の7月に申請すればよいと誤解してしまう方もいると考えられる。来年度に限り7月まで第1期分も含めた減

免の申請を受け付けるなど、緩和措置が必要ではないか。

答 4 制度の変更については十分に周知をするが、勘違いする方もいるかもしれないので、来年度に限っては柔軟な対応も考えていきたい。

問 5 督促の状況について、どの時点でどういった働きかけを行っているのか。

答 5 督促状については、法律で発送を義務づけられており、納期限を過ぎた場合に、その翌月の 20 日ごろに発送している。それ以外にも、6 月、10 月及び 12 月に一斉の催告を行っている。

問 6 コールセンターなどからの電話での確認はどのタイミングで行っているのか。

答 6 督促状を発送したにもかかわらず、まだ納税されていない方に対し、コールセンターから納め忘れがないかということで尋ねている。また、月に 3 回は休日にもコールセンターに依頼し、尋ねている状況である。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第133号 宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
障害者総合支援法の一部改正に伴う所要の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし <質疑の概要> なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第134号 宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

児童福祉法の一部改正により、新たに居宅訪問型児童発達支援が創設されたことを受け、本市においては、市立子ども発達支援センターにおいて事業を実施することとするとともに、法改正に伴う所要の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 宝塚市障害児福祉計画（第1期計画）において、居宅訪問型児童発達支援の利用児童数を5人と見込んでいるが、市内全域での利用児童数としているのか。または、すみれ園の中での利用と考えているのか。

答1 市内全体での利用児童者数として見込んだもの。

問2 今回の居宅訪問型児童発達支援事業については、市内の民間事業所での同事業実施の見通しがつかないため、すみれ園での実施となったと考えるが、宝塚市では、民間の医療型の児童発達支援施設の必要性をどう考えているのか。

答2 民間事業者にとって、居宅訪問型児童発達支援事業の実施条件として上げられる人員について、人数は比較的満たしやすいと考えるが、通所が困難な重度の障がいを持つ児童が対象であることから、経験とスキルを持った人材の確保が困難であると想定している。また、利用人数が大きく伸びていくことは現状では想定しておらず採算面での試算が難しいことから、民間事業者の参入は困難ではないかと考えている。

問3 対象児童数である5人の算出根拠は。

答3 宝塚市障害児福祉計画の策定時に、重度心身障がい児で、かつ、サービスの未利用者として5人と見込んでいた。計画策定後に、すみれ園診療所の外来受診対象児童で入所できていない児童が3人、小児慢性特定疾患の日常生活用具申請児童が3人であるとの情報を聞き、当初の5人と差がなかったこと、また、既に本事業を実施している西宮市で利用者が1人、尼崎市で2人という状況であることから、5人という人数は妥当ではないかと考えている。

問4 今後利用者がふえればすみれ園だけでなく民間事業者にも協力を依頼し、協力体制を築いて全市的に事業を実施する必要がある。他市では医療法人が事業を实

施しているところもあるが、宝塚市で医療法人が実施する可能性はあるのか。

答 4 西宮市で事業を実施している医療系の事業所は比較的規模が大きく、利用者が多くなくても事業が実施できると聞いている。本市では、現状において対象者が大きくふえることはないと考えているが、事業所から相談があればしっかりと対応していきたいと考えており、全く可能性がないわけではないが、事業の経過を見ながら考えていきたい。

問 5 平成 28 年の児童福祉法の一部改正により居宅訪問型児童発達支援が盛り込まれ平成 30 年 4 月に施行されたが、各市の実施状況がまちまちである。法の規定自体が期限付きの義務であるのか、または努力義務であるのか。

答 5 法においては、努力義務規定である。

問 6 民間事業者が実施しなければ市が実施すべきであると考えているが、市の事業開始に当たっての費用や人員体制はどうなっているのか。

答 6 平成 31 年度予算として、訪問先で使用するおもちゃなどの消耗品費と事業実施に当たっての損害賠償責任保険加入の費用を要求している。また、専従職員として保育士 1 人分の人件費を考えている。人員体制としては、本来 2 人体制を考えており、訪問する児童の状況により理学療法士、作業療法士などを随行するものとするが、これは兼務とし、専従職員は配置しない。なお、新たな設備投資は今のところ考えていない。

問 7 事業実施に当たり、民間事業者ではスキルのある人材確保が困難とのことであったが、市はそういう人材を確保していると理解してよいのか。

答 7 すみれ園に勤務している保育士のうち、療育の経験がおおむね 10 年以上の者を担当として配置する予定である。

問 8 この事業は、今後も継続して市が担っていくのか、それとも事業を実施してもらえる民間事業者を探していくのか。

答 8 相応のスキルを持った人材の確保と採算面から民間事業者が参入するのは現状困難であると考えているが、今後利用者がふえるなどして民間事業者から相談があれば、しっかりと対応していく。

問 9 民間事業者の参入の可能性として、西宮市では医療系の事業者が参入しているとのことだが、尼崎市で参入しているのはどういう事業者か。

答 9 尼崎市で事業を実施しているのは主にヘルパー派遣を行っている事業者である。

問 1 0 利用対象者は 5 人に限定されるのか。また、対象者が求めている支援に合致するのか。

答 1 0 利用者の状況はおおむね把握しており、利用が決定すれば個別に対応し、各利用者の体調等に配慮しながらそれぞれ必要とする療育、保育の提供に努める。

問 1 1 より支援の幅が広がって、受けられる支援がふえたと考えてよいのか。ともすれば、法律や条例によって型にはめられて、当事者が本来必要としている支援が受けられない場合も見受けられる。この事業がそうではないことを確認したい。

答 1 1 これまでも、すみれ園診療所に受診に来て、本来であればすみれ園に通所したいが体力的にも難しいといったケースもあった。条例を改正し訪問事業を行うことで、そういったニーズにも応えられると考えている。

問 1 2 居宅訪問型児童発達支援は、宝塚市内で医療的ケアを受けることができないため他市の施設に通所している児童や、すみれ園に通所している児童で体調不良で通所できない場合などにも利用できるのか。

答 1 2 本事業の対象者は、外出が著しく困難で通所できない児童であり、現にいずれかの施設に通所している場合は対象ではない。

問 1 3 肢体不自由児父母の会でのアンケートによると、宝塚市内に医療的ケアが必要な児童が通える放課後等デイサービスがないことから他市の施設に通所している児童が 11 人、市内に看護師を配置する事業所が絶対必要であると考えている方が 6 人いる。宝塚市では医療的ケアの実施についてどう取り組んでいくのか。総合的な取り組みはどうなっているのか。医療的ケアのある放課後等デイサービスは、他市では実施できてなぜ宝塚市ではできないのか。平成 28 年の法改正の中にある障がい支援へのニーズの多様化へのきめ細やかな対応や、保健・医療・福祉の連携促進はどうなっているのか。

答 1 3 医療的ケアを要する児童に対する支援については、障害児福祉計画において、本年度に地域において必要な支援を円滑に受けることができるための協議の場を設けることとしており、自立支援協議会で協力いただいている事業者や当事者団体、医療機関等と協力していくことを想定し、自立支援協議会こども部会の場を活用し協議を行っていく。また、医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターについては、兵庫県が開催する養成講座修了者を中心に連携を図っていきたいと考えている。

問 1 4 本条例で、すみれ園において医療型児童発達支援を受けることができる者は小学校就学前となっているが、居宅訪問型児童発達支援の対象年齢は何歳までか。

答 1 4 居宅訪問型児童発達支援については 18 歳未満としている。

問 1 5 医療的ケアを要する方への支援は、年齢で区切りをつけるべきではない。民間事業所でできないのなら、市直営で放課後等デイサービス事業を行うべきではないか。連携をとっていく上で体制整備をしていくなら、安心できる内容でなくてはならないが、どう考えているのか。 答 1 5 放課後等デイサービス事業については、医療的ケアができる事業所が現状では市内にないことから他市に行くなど不便をかけており、肢体不自由児父母の会からも要望が出ている。現在、他市で事業を展開している事業所からも相談等も受けており、情報提供に努めながら、検討していきたい。		
自由討議 委員 A 医療的ケアの必要な児童について今後どうしていくのか、市として方向性を示してもらわなければならない。その後の社会参加やその他についてもなかなかできない。事業所の育成は大切であり、やる気のある事業所を応援してほしい。		
討 論	なし	
審 査 結 果	可決（全員一致）	

平成30年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第135号 宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例及び宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
子ども・子育て支援法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、市立幼稚園及び市立西谷認定こども園の保育料の算定に当たり、未婚のひとり親について寡婦控除などのみなし適用を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1 対象者は把握できているのか。	
答1 市立幼稚園及び市立西谷認定こども園については、子ども・子育て支援法の関係により、入園する段階において家族構成や所得状況を調べる必要があることから、同意の上調査を行っており、家族構成や所得状況を全て把握した上で保育料を決定しているため、対象者を絞り込むことができている。	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

